

平成24年 第12回

教育委員会定例会会議録

平成24年12月12日

中央区教育委員会

平成24年第12回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成24年12月12日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾
委 員 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 森下康浩
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 山崎 隆
統括指導主事 伊藤 聡
図書文化財課長 粕谷昌彦

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 眞下一弘
庶務係員 島田由美子

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子
委 員 松川昭義

- 日程第1 議案第30号
中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 議案第31号
中央区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第3 議案第32号
中央区文化財保護審議会への諮問について
- 日程第4 議案第33号
中央区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 報告事項
各課からの報告について

- 委員長 ただいまから、平成24年第12回教育委員会定例会を開会いたします。
さて、皆様ご案内のとおり、12月1日付で松川委員が再任されました。
ここで、松川委員から一言ご挨拶を頂戴いたします。
- 松川委員 12月1日付けで再任されまして、また4年間、中央区の教育行政に携わ
っていきたいと思います。よろしく申し上げます。
- 委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、会議を進めます。
本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、松川委員にお願ひい
たします。
- 委員長 次に、本日の日程に入ります。日程第1、議案第30号を議題といたしま
す。
議案第30号を、書記、朗読願います。
(書記、朗読)
- 委員長 それでは、次長から提案説明を願います。
- 次長 議案第30号「中央区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部
を改正する規則の制定」について提案説明
- 委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。
(「なし」の声あり)
- 委員長 ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ござい
ませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決さ
れました。
次に、日程第2、議案第31号、日程第3、議案第32号につきましては、
関連がありますので一括して議題といたします。
議案をそれぞれ、書記、朗読願います。
(書記、朗読)
- 委員長 それでは、次長からそれぞれ提案説明を願います。
- 次長 議案第31号「中央区文化財保護審議会委員の委嘱」及び議案第32号「中
央区文化財保護審議会への諮問」について提案説明
- 委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。
(「なし」の声あり)
- 委員長 ご質問等ないようでございますので、順次お諮りいたします。
議案第31号を可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決さ

れました。

引き続き、議案第32号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第33号を議題といたします。

議案第33号を、書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長から説明を願います。

次長 議案第33号「中央区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告事項のうち資料1について報告を願います。

次長 「平成24年第四回区議会定例会(11月議会)における一般質問」について資料1により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

竹田委員 今回の学校周辺工事の件ですけれども、たまたま時期が重なってしまったと思われるのですが、ここに5件と書いてありますけど、例えば、その真ん中に学校があるといった場合に、施主や工事業者に配慮を求めるとき、法的な根拠とか条例的な根拠、要するに、そちらに配慮義務ないし努力義務的なものがあると言える根拠みたいなものはあるのですか。

庶務課長 基本的には工事を行う場合、その工事が騒音ですとか振動を出すので、騒音規制法とか振動規制法という法律がありまして、その法律に沿って工事を行っていただくこととなります。それは、学校にかかわらず一般的な工事について、法律で定めていることを守り、適正に工事を行っていただければ、特に、学校周辺だからそれに付加されることはないと思います。

竹田委員 それは承知しているのですけれども、区議会で質問を受けたということは、やはり具体的に学校サイドで、例えば授業中にうるさいとか、放課後にやってほしいのになかなかそうもいかないというところがあったと察するところだと思います。私の自宅の真ん前でも隣でも工事を行っていますけれども、今ご説明

いただいた一般的な対処とは別に、例えば病院とか学校の周辺でそういった状況の場合に、もう一步踏み込んで調整してほしいと言えるのか言えないのかということを知りたいのですが。

庶務課長

それについては、今お話ししたとおり、なかなか難しいと思うのですが、ただ、例えば学校の近隣地で、工事をやるというようなときには、環境に対する影響が大きいので、事前のお知らせ看板を出す場合に通常は60日前に出せばいいものを90日前に出さなくてはいけないとか、そういう一般とは異なる部分がございます。

それと、もうひとつは、工事を行う際、これはある意味指導という形になってしまうのですけれども、学校と教育委員会、それと事業者との間で打ち合わせのうえ調整等をしていただいて、学校の授業など教育活動に極力支障のないように工事を行ってもらうため、事前に協議をすることはできると考えております。

次 長

少し補足をさせていただきます。

教育環境に関しては、区の条例で「教育環境に関する基本条例」で定められておまして、教育環境の維持向上を図るのは区の責務ということで臨んでおります。教育環境への悪い影響を受けるような場合については、教育委員会も積極的に関わっていくということで臨んだところでございます。

竹田委員

確認ですけれども、この答弁のところで、資料の中の1では、複合的な影響が出ていると、要するに既に影響があるということを教育委員会として認識しているという答弁ですよ。2では、今後は何々を行うと全部書いてあります。この答弁からすると、影響は具体的に出ているということは把握して認識していたけれども、今までは個別具体的な措置は行っていなかったということではよろしいのですか。

庶務課長

今までも、ケース・バイ・ケースで教育委員会が対応してきた事例がございます。建物が建った後の日照の問題、日影ができるというような問題で、学校に大きな影響が出るようなものについては教育委員会としても対応していましたが、実際の現場での工事については、今までは、第一義的には主に学校が対応していました。学校だけの対応では限界があるのではないかとということで、今回は学校だけではなくて、特に複数の工事が重なるような場合には教育委員会もその中に入って、学校と一緒に調整して、子どもの教育環境への影響が最小限となるよう努めていきたいという趣旨でございます。

竹田委員

日本橋小学校の場合の複合的な影響というのは、具体的に何を言っているのですか。

庶務課長

5つの工事が重なっておりまして、例えばそれぞれの工事によって騒音が

発生しますが、その騒音が1カ所だけじゃなくて何カ所からも出ているとか、あるいは、それぞれの工事車両が通行することによって、それも1カ所じゃなくて複数の場所で工事車両の出入りがあり、周辺の道路が混み合うなどということです。

竹田委員 それはここに書いてあるからわかるのですけれども、もう少し詳細にわからないと。

この日本橋小学校周辺の場合は、個別として、例外的なケースということであれば、あまり全面的、汎用的に考えなくてもいいのではないかと思います。後で、近隣において小規模な工事が始まった程度でも教育委員会が何かしますというふうに解釈されるようなことをしていいのかどうかという疑問がありました。だから、ここであえてこういう答弁をされたということは、ここに関しては、こういう具体的な影響が通常とは違う形、レベルで出ていると認識していらっしゃるのかなと思って、今聞いているのです。そうしないと、何件動いたら対処するのかということも、また聞かれますよ。

次 長 この日本橋小学校周辺の工事は、全く学校と離れているということではなく、校庭・校舎に隣接して学校を囲む形で、複数の事業者がマンション建設を行ったものでございます。偶然ですが工期が重なりました。

個々の工事業者は、事前にそれぞれ学校に説明を行い、こういう配慮しますとかああいう配慮をしますなどと協議のうえ調整しているところでございますが、一つの学校において複数の事業者に対応するのは、技術的な面とか時期的な面で非常に大変であると思います。

一つの工事箇所だからやる、やらないというのではなく、この工事の全体を見て、学校教育に影響が出るような大きな工事とか、複数の工事だという場合には、これは教育委員会としても積極的に関わってこうと考えているところでございます。また、そのケース・バイ・ケースの内容については、今後とも工事事業者が出しております協議書面等の内容を見て、学校ともよく相談しながら対応していきたいと考えております。

委員 長 よろしいでしょうか。

竹田委員 はい。

委員 長 ほかに、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは、引き続き、資料2について報告願います。

副 参 事 「明正小学校改築工事の進捗状況等」について資料2により報告
委員 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは、引き続きまして、資料3について報告願います。

- 学務課長
委員長 「預かり保育（登録利用）の幼稚園児募集」について資料3により報告
ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。
（「なし」の声あり）
- 委員長
図書文化財課長 それでは、引き続き、資料4について報告願います。
「平成23年度中央区内埋蔵文化財発掘調査等実績」について資料4により
報告
- 委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等ございましたら
お伺いいたします。
（「なし」の声あり）
- 委員長
庶務課長、学務課長 それでは、引き続き、資料5について順次報告願います。
「意見・要望」について資料5により報告
- 委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等ございましたら
お伺いいたします。
（「なし」の声あり）
- 委員長 ご質問等ないようでございますので、これで本日の日程は終了いたします
が、委員の方から何かご意見がございましたらお伺いいたします。どうぞ、
松川委員。
- 松川委員 先日の新聞で、発達障害の小・中学生のことについての記事が掲載されて
いたのですが、かなり多いと申しますか、例えば40人学級だと1クラスに
2人から3人はいるのではないかというような記事だったのですけれども、
中央区の現状はどうなのでしょう。
- 指導室長 発達障害の可能性のある児童・生徒の状況でございますけれども、教育委
員会として支援をしていく必要がある場合においては、該当する児童・生徒
が在籍する学級に対して学習指導補助員を配置してきめ細かい対応ができる
体制を執っております。今年度の状況ですと、学校から申し出がありまして
配置をいたしますけれども、140人ほどを対象といたしまして、現時点に
おいて60人の学習指導補助員を配置している状況でございます。
また、発達障害の状況につきましては、LD、ADHD、高機能自閉症な
どそれぞれの症状があります。それが、単独の場合もございまして、重複し
ているケースもございまして、以上でございます。
- 松川委員 大体わかったのですが、問題は学級経営というか、補助員を付けて、それ
ぞれの症状に応じて対応していくのはよろしいと思いますが、学級経営上の
いろいろ問題があると思うのです。保護者の方もそれぞれ考え方がありし、
その辺はどうなのでしょう。例えば、いじめとの関連とか、これからの対応は
どういうふうにやっていくのですか。
- 指導室長 基本的には子どもの個々の状況にきめ細かく対応することが最も重要と考

えます。また、保護者の方もそれぞれお考えをお持ちでいらっしゃると思いますので、学習指導補助員を配置すればいいということではないと思っております。学校において具体的に行っておりますこととして、例えば、授業の時間中の座席の配置について配慮するとか習熟度別の指導などを行っております。そうした個別の課題に対する工夫をしております。また、授業外での支援においても、補習の実施でありますとか、あるいは宿題の工夫というようなことを行っています。

あと、学習指導補助員のほかに、教育委員会としては通級による指導も実施しているところでございますけれども、やはり大切なのは、お子さんの状況について保護者の方と学校がよく話し合いながら、どういった指導に力を入れていくか、お子さんの苦手な部分がありますので、その部分をどのように補っていくか、これは、家庭と学校が協力して支援をしていかなければいけないと思っておりますので、丁寧に進めてまいります。

それから、いじめとの関連ということについてもご指摘がございましたが、コミュニケーションを図ることが苦手なところがあるお子さんについて、他の児童・生徒の理解が無く、それについて揶揄するようなことのないように、一人一人それぞれ個性があるということについて、学級での指導を十分に行っていかなければいけないと考えております。以上でございます。

松川委員 今、室長が言いましたように、周囲の理解というのですか、当事者が外部の人に理解を求めるのも大事なことだと思うし、周りもまた理解する、そういう相互の理解を進める必要があると思うのですね。

往々にして、周りが理解するべきということがよく言われるけれども、当事者の保護者も周囲によく理解してもらおうという、そういう関係が大事だと思います。

指導室長 委員ご指摘のとおりでして、やはり保護者間で相互に理解し合うためには、日ごろ保護者会等があるわけですがけれども、そういったところでも、教員からいろいろな形で、保護者同士が理解し合えるような環境づくり、保護者会の運営なども一つの工夫かと思っておりますけれども、皆さん子育てにさまざまな悩みもお抱えですので、そういったものを学級の中で話し合える雰囲気でありますとか、それから、やはり子どもたちにお互いの違いということを認め合える雰囲気がある学級の醸成が非常に重要になってくると思っておりますので、今後も学校に十分働きかけをしていきたいと思っております。

委員長 よろしゅうございますか。

松川委員 ええ、結構です。

委員長 ほかに、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長　　ご意見等ないようでございますので、本日の委員会は閉会といたします。
ありがとうございました。

午後3時00分　永嶋委員長閉会宣言

署名委員